

官報 号外

平成十年五月二十七日

○第百四十二回 参議院会議録第三十号

平成十年五月二十七日(水曜日)

午後零時五分開議

○議事日程 第三十号

平成十年五月二十七日

正午開議

第一 大規模小売店舗立地法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(国民福祉委員長提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 大規模小売店舗立地法案

日程第二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長吉村剛太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、大規模小売店舗立地法案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、店舗の新増設に際し、都道府県、周辺住民等が意見を述べるための手続等を定め、その意見を反映させる措置を講ずるものであります。

次に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案は、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、市街地の整備改善、商業等の活性化を柱とする総合的、一体的な対策を、関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、中心市街地活性化法案について、国土・環境委員会との連合審査会を開会いたしました。

委員会での質疑は、出店に際し、配慮すべき指針の内容及び勧告・公表制度の実効性、町づくりにおける地域住民の意見反映のための制度の創設、中小小売業と大規模小売業との競合関係、改正都市計画法による大型店の出店調整の限界等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は

会議録によって御承知願います。

質疑を終りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より大規模小売店舗立地法案に対する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より修正案に賛成、大店立地法案及び中心市街地活性化法案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、大店立地法案及び中心市街地活性化法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十三
賛成 百七十八
反対 十五

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

(国民福祉委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。国民福祉

委員長山本正和君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 ただいま議題となりました精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、国民福祉委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、精神薄弱者福祉法などの法律において使用されている「精神薄弱」という用語につきましては、知的な発達に係る障害の実態を的確にあらわしていない、あるいは精神、人格全般を否定するかのような響きがあり、障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されております。このため、関係団体等からも不適切な用語であるとして、その見直しが強く求められてきており、平成七年十二月に策定された障害者プランにおいても「関係者の意見を踏まえ、見直しを行う」とこととされております。

この「精神薄弱」にかわる用語につきましては、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる「知的障害」とすべきであるとの強い意見が表明されております。また、この「知的障害」という用語は、現在、社会的に広く使われるようになってきており、医学界を含めた関係者においても、この用語を用いることについて了解が得られているところであります。

本法律案は、こうした経緯を踏まえ、精神薄弱者福祉法、障害者基本法等三十二の法律において用いられている「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めようとするものであります。

なお、この法律の施行日は、平成十一年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

「精神薄弱」という用語の見直しは、関係者の長年の悲願であり、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同様に暮らせる社会づくり、すなわち、ノーマライゼーションの理念の実現のための重要な一歩となるものと考えます。そしてこの改正により、知的障害のある方々に対する国民の理解が深まり、障害者の福祉が向上するものと確信するものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 宣平君

議員
魚住裕一郎君 加藤 修一君
栗原 君子君 高橋 令則君
渡辺 孝男君 福本 潤一君
益田 洋介君 都築 讓君
山本 保君 松 あきら君
大森 礼子君 末広まきこ君
平野 貞夫君 星野 朋市君
海野 義孝君 武田 節子君
但馬 久美君 高野 博郎君
戸田 邦司君 田村 秀昭君
荒木 清寛君 山下 栄一君
宮崎 秀樹君 二木 秀夫君
泉 信也君 牛嶋 正君
猪熊 重二君 木庭健太郎君
統 訓弘君 野沢 太三君
平井 卓志君 扇 千景君
永野 茂門君 及川 順郎君
大久保直彦君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 水野 誠一君
塩崎 恭久君 狩野 安君
奥村 展三君 堂本 暁子君
大野つや子君 田村 公平君
武見 敬三君 常田 享詳君
中原 爽君 長峯 基君
橋本 聖子君 国井 正幸君
北岡 秀二君 釜本 邦茂君
景山俊太郎君 海老原義彦君
吉村剛太郎君 鹿熊 安正君
石川 弘君 大島 慶久君
上野 公成君 永田 良雄君

中曾根弘文君 鈴木 貞敏君
小野 清子君 石井 道子君
世耕 政隆君 坂野 重信君
林田悠紀夫君 前田 勲男君
板垣 正君 大河原太一郎君
岡部 三郎君 田沢 智治君
松浦 功君 坪井 一字君
依田 智治君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
平田 耕一君 長谷川道郎君
林 芳正君 亀谷 博昭君
中島 眞人君 阿部 正俊君
鈴木 政二君 金田 勝年君
佐藤 泰三君 橋崎 泰昌君
鴻池 祥肇君 谷川 秀善君
保坂 三蔵君 岡 利定君
太田 豊秋君 尾辻 秀久君
陳内 孝雄君 西田 吉宏君
成瀬 守重君 石渡 清元君
鎌田 要人君 清水嘉与子君
久世 公麿君 斎藤 文夫君
青木 幹雄君 岡野 裕君
倉田 寛之君 片山虎之助君
守住 有信君 竹山 裕君
高木 正明君 遠藤 要君
真鍋 賢二君 村上 正邦君
井上 吉夫君 佐々木 満君
岩崎 純三君 井上 裕君
宮澤 弘君 長尾 立子君
照屋 寛徳君 小川 勝也君
畑 恵君 大脇 雅子君
武田邦太郎君 和田 洋子君
馳 浩君 旦下部徳代子君

谷本 嶺君 椎名 素夫君
石井 一二君 小林 元君
南野知恵子君 渡辺 四郎君
中尾 則幸君 江本 孟紀君
清水 達雄君 野間 越君
山本 正和君 及川 一夫君
三重野栄子君 清水 澄子君
薬科 満治君 須藤良太郎君
吉川 芳男君 梶原 敬義君
村沢 牧君 鈴木 和美君
今泉 昭君 齋藤 勲君
大木 浩君 上杉 光弘君
下稲葉耕吉君 志吉 裕君
田 英夫君 赤桐 操君
瀬谷 英行君 足立 良平君
平田 健二君 朝日 俊弘君
山崎 力君 西川きよし君
阿部 幸代君 伊藤 基隆君
水島 裕君 曾川 健二君
須藤美也子君 石田 美栄君
萱野 茂君 岩瀬 良三君
佐藤 道夫君 有働 正治君
緒方 靖夫君 円より子君
前川 忠夫君 千葉 景子君
勝本 健司君 笠井 亮君
吉川 春子君 山下 芳生君
寺澤 芳男君 竹村 泰子君
小島 慶三君 筆坂 秀世君
吉岡 吉典君 橋本 敦君
菅野 久光君 笹野 貞子君
寺崎 昭久君 久保 亘君
吉田 之久君 聽濤 弘君
立木 洋君 上田耕一郎君

國務大臣

厚生大臣 小泉純一郎君
通商産業大臣 堀内 光雄君

議長の報告事項

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

北澤 俊美君 補欠 足立 良平君

法務委員

廣中和歌子君 補欠 角田 義一君

地方行政・警察委員

坂野 重信君 補欠 下稲葉耕吉君
今井 澄君 朝日 俊弘君
小山 峰男君 釘宮 磐君
風間 昶君 白浜 一良君

外交・防衛委員

角田 義一君 補欠 廣中和歌子君

財政・金融委員

松村 龍二君 補欠 加藤 紀文君
菅野 久光君 峰崎 直樹君

文教・科学委員

山本 保君 補欠 山下 栄一君

国民福祉委員

朝日 俊弘君 補欠 今井 澄君
釘宮 磐君 小山 峰男君

労働・社会政策委員

山下 栄一君 補欠 山本 保君
木暮 山人君 都築 讓君
奥村 展三君 堂本 曉子君

農林水産委員

常田 享詳君 補欠 上杉 光弘君
足立 良平君 北澤 俊美君
白浜 一良君 風間 昶君

経済・産業委員

堂本 曉子君 補欠 奥村 展三君

国土・環境委員

下稲葉耕吉君 補欠 坂野 重信君
峰崎 直樹君 菅野 久光君

決算委員

上杉 光弘君 補欠 常田 享詳君
加藤 紀文君 松村 龍二君

行政改革・税制等に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員

須藤良太郎君 補欠 金田 勝年君
小川 勝也君 一井 淳治君
萱野 茂君 竹村 泰子君
吉岡 吉典君 山下 芳生君

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

緒方 靖夫君 須藤美也子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第一二五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一二六号)

行政改革・税制等に関する特別委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託した。

中央省庁等改革基本法案(閣法第四一四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

都市計画法の一部を改正する法律案

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

国土利用計画法の一部を改正する法律案

種苗法案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案(伊藤英成君外八名提出)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員瀬谷英行君提出大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する再質問(答弁することができ期限 六月一日)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

国際民間航空条約の改正に関する千九百八十四年五月十日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

の締結について承認を求めるの件

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

都市計画法の一部を改正する法律

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

国土利用計画法の一部を改正する法律

種苗法

研究交流促進法の一部を改正する法律

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成九年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登誠一郎君の第四百二十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百二十二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理
門司健次郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理門司健次郎君(同日議長承認)を、第四百二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

笠井 亮君

地方行政・警察委員

辞任

大木 浩君

補欠

中曽根弘文君

財政・金融委員

辞任

加藤 紀文君

補欠

野村 五男君

国民福祉委員

辞任

笠井 亮君

補欠

吉岡 吉典君

労働・社会政策委員

辞任

木暮 山人君

補欠

泉 信也君

農林水産委員

辞任

青木 幹雄君

補欠

上杉 光弘君

経済・産業委員

辞任

中曽根弘文君

補欠

大木 浩君

交通・情報通信委員

辞任

加藤 修一君

補欠

木庭健太郎君

国土・環境委員

辞任

野村 五男君

補欠

加藤 紀文君

辞任

泉 信也君

補欠

木暮 山人君

水野 誠一君

補欠

奥村 展三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

金田 勝年君

補欠

須藤良太郎君

野村 五男君

山本 一太君

山下 芳生君

橋本 敦君

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

辞任

須藤美也子君

補欠

山下 芳生君

橋本 敦君

緒方 靖夫君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(閣法第二六号)

法務委員会に付託

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

文教・科学委員会に付託

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九六号)

特定家庭用機器再商品化法案(閣法第九七号)

経済・産業委員会に付託

同日議長から次の質問主意書が提出された。

在沖米軍人・軍属等が使用するいわゆるYナン

バー車の保管場所確保に関する質問主意書(照

屋寛徳君提出)

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の

規定に基づく平成九年度的人事院の業務状況報告

書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省欧亜局

長西村六善君の第四百二十二回国会政府委員を免じ

た旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百二十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 飯村 豊君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長事務代理飯村豊君(同日議長承認)を、第四百二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十六日比例代表選出議員木暮山人君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

笠井 亮君

補欠

吉岡 吉典君

地方行政・警察委員

辞任

中曽根弘文君

補欠

大木 浩君

財政・金融委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

和田 洋子君

農林水産委員

辞任

青木 幹雄君

補欠

上杉 光弘君

経済・産業委員

辞任

中曽根弘文君

補欠

大木 浩君

交通・情報通信委員

辞任

加藤 修一君

補欠

木庭健太郎君

国土・環境委員

辞任

野村 五男君

補欠

加藤 紀文君

辞任

泉 信也君

補欠

木暮 山人君

水野 誠一君

補欠

奥村 展三君

国民福祉委員

辞任

小山 峰男君

補欠

釘宮 磐君

魚住裕一郎君 松 あきら君
泉 信也君 木暮 山人君

労働・社会政策委員
小山 孝雄君 補欠 倉田 寛之君
山本 保君 山下 栄一君

農林水産委員
補欠 伊藤 基隆君

経済・産業委員
和田 洋子君 補欠 伊藤 基隆君

国土・環境委員
大木 浩君 補欠 中曾根弘文君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
海野 義孝君 牛嶋 正君

決算委員
木暮 山人君 補欠 泉 信也君

行財政改革・税制等に関する特別委員
補欠 高橋 令則君

補欠 山本 一太君 野村 五男君
石田 美栄君 和田 洋子君
一井 淳治君 小川 勝也君
小山 峰男君 朝日 俊弘君
橋本 敦君 緒方 靖夫君
吉川 春子君 阿部 幸代君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員
補欠 泉 信也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
法務委員会
理事 平野 貞夫君 (平野貞夫君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。
精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(国民福祉委員長提出)(参第五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(森山眞弓君外四名提出)(衆第二六号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(国民福祉委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。
大規模小売店舗立地法案(閣法第四九号)審査報告書

中小市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第三九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
電気製品のはこり付着による火災対策に関する質問主意書(小川勝也君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があると、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後の規定による通知書を受領した。
参議院議員木庭健太郎君提出自動二輪車の免許制度及び交通にかかる規制緩和に関する質問(答弁することが出来る期限 六月十日)

要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後の規定による通知書を受領した。

参議院議員木庭健太郎君提出自動二輪車の免許制度及び交通にかかる規制緩和に関する質問(答弁することが出来る期限 六月十日)

審査報告書
大規模小売店舗立地法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十年五月二十六日

経済・産業委員長 吉村剛太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる必要があることにかんがみ、都道府県、市町村、周辺住民等が生活環境の保持の見地から意見を述べたための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小売業は地域密着性が高いという特性を有していることにかんがみ、大規模小売店舗の立地について、地域社会との融和の中で円滑に進められるよう地域住民、関係団体等の意見を広く聴取し、的確に対応するためのシステムを創設すること。

二 大規模小売店舗の立地が街づくりに影響することにかんがみ、生活環境の保持、住民利便の確保の観点から、地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定すること。

三 大規模小売店舗の立地及び運営に際して、本法の趣旨が十分に尊重され、周辺環境に適切な配慮がなされるよう、大規模小売店舗の設置者に対し実効性のある対応を促すこと。

四 中小小売業は、見近な購買機会を提供し、さらには、地域コミュニティの核である等、社会・経済的に極めて重要な役割を担っていることから、中小小売業の活性化のための諸施策の充実に努めること。

五 本法施行までの間の現行法の運用に十分に配慮するとともに、施行後においては、大規模小売店舗の立地後の地域社会等への影響、状況を常時把握し、必要に応じて適切な措置を講ずること。
右決議する。

大規模小売店舗立地法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成十年五月八日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

大規模小売店舗立地法案

大規模小売店舗立地法

(目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物(一の建物として政令で定めるものを含む。)であつて、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

(基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要なかつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範

囲を明らかにしなければならない。

(指針)

第四条 通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

二 大規模小売店舗の施設(店舗及びこれに附属する施設で通商産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の配置及び運営方法に関する事項であつて、次に掲げるものの

イ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ロ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があ

るときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県(以下単に「都道府県」という。)に届け出なければならない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 大規模小売店舗の新設をする日
四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、通商産業省令で定めるもの

2 前項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四週間縦覧に供しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

第六条 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があつたときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があつたときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める変更については、この限りでない。

3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。

4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行つてはならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積(同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあつては、当該他の基準面積)以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による届出があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第七條 第五條第一項又は前條第二項の規定による届出(同条第四項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。)をした者は、通商産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村(以下単に「市町村」という。)内において、当該届出及び第五條第二項(前條第三項において準用する場合を含む。)の添付書類第四項において「届出等」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者(以下この条において「説明会開催者」という。)は、その開催を予定する日時及び場所を定め、通商産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であつて通商産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、通商産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(都道府県の意見等)

第八條 都道府県は、第五條第三項(第六條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

2 第五條第三項の規定による公告があつたときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

3 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

4 都道府県は、第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出があつた日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に同意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

るものとする。

5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五條第四項及び第六條第四項の規定は、適用しない。

6 都道府県は、通商産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

7 第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

8 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五條第四項又は第六條第四項の規定にかかわらず、第五條第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六條第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行つてはならない。

10 第六條の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勘定等)

第九條 都道府県は、前條第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす

事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五條第一項又は第六條第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、通商産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。

4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第六條の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。

7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(生活環境の保持の配慮)

第十條 第五條第一項、第六條第二項、第八條第七項又は前條第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小

売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第十一条 第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五條第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定による届出、第八條第七項の規定による届出若しくは通知又は第九條第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

(関係行政機関の協力)

第十二條 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

ことができる。

(地方公共団体の施策)

第十三條 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告の徴収)

第十四條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(大都市の特例)

第十五條 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に關する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(経過措置)

第十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十七條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同條第二項(第六條第三項、第八條第八項及び第九條第五項において準用する場合を含む。)の添付書類であつて、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八條第七項又は第九條第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八條 第五條第四項、第六條第四項又は第八條第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九條 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十一條 第六條第一項若しくは第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の廃止)

第二條 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律(昭和四十八年法律第九号)は、廃止する。

(輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律の廃止)

第三條 輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律(平成三年法律第八十一号)は、廃止する。

(経過措置)

第四條 この法律の施行前にされた附則第二條の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律(以下「旧法」という。)第三條第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五條第一項、第六條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若

しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であつて、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつて前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものを

しようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第九条 小売商業調整特別措置法昭和三十四年法律第百五十五号の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるものを除く。」を削る。

第十八条の二第二項中「大規模小売店舗において行われるものを除く。」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（罰則改正の一部改正）

第十条 罰則改正法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗において小売業を営む者又は」を削る。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十一条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。
二十 削除

審査報告書

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十年五月二十六日

経済・産業委員長 吉村剛太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要な中心市街地について、国による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び特定事業計画等の認定について定めるとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的かつ総合的に推進するための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算（通商産業省所管）に、中心市街地の商業等の活性化に必要な経費五十六億九千九百三十万五千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

一〇

一 中心市街地の活性化のための諸施策は、それぞれの地域の実情に応じた多様な事業実施を適切に支援するためのものであることにかんがみ、市町村における柔軟な施策選択を可能とし、施策の活用し易さを高めるよう配慮すること。

また、それぞれの地域における十分なコンセンサス形成の下、適切な時期に事業が実施できるよう、国及び地方公共団体は所要資金の確保に努めること。

二 関連施策の一体的かつ総合的な実施のため、関係省庁間の緊密な連携を図る体制を整備し、市町村の基本計画に盛り込まれた種々の事業の円滑な実施を促進すること。

また、市町村への情報提供及び市町村からの基本計画の写しの受理を一元的に行う窓口を設けるなど、手続き面での負担が過重とならないようにすること。

三 国の基本方針は、人口や都市規模による一律的な基準により中心市街地を限定することなく、中心市街地の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする市町村を広く対象とし、十分な支援を受けられるよう策定すること。

四 市町村の基本計画は、中心市街地の活性化のための事業内容等を自らの創意と地域の特性に応じて定めることとなっていることにかんがみ、政府の事業支援及び指導・助言等を通じて市町村への関与は必要最小限にとどめること。

五 市町村の基本計画の下、認定構想推進事業者(TMO)の中小小売商業高度化事業、及び中心市街地整備推進機構の市街地整備改善のための事業など、関連事業が一体となって推進される

よう、制度の運用について点検、助言を行うこと。

また、これらの機関を中心とする街づくりの推進のため、企画力、指導力に優れた人材の育成、確保を始めとするソフト面での十分な支援を行うこと。

右決議する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 市街地の整備改善等(第七条―第十五条)

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進(第十六条―第三十六条)

第四章 雑則(第三十七条―第四十一条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市の中心の市街地が地域

の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中心市街地)

第二条 この法律による措置は、都市の中心の市街地であつて、次に掲げる要件に該当するもの(以下「中心市街地」という。)について講じられるものとする。

一 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。

二 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

三 当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

(施策における配慮)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、地域住民等の理解と協力を得るとともに、民間事業者の能力の活用を図るよう配慮し、その施策全般に

わたり、必要な施策を総合的かつ相互に連携を図りつつ講ずるよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための施設をいい、「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、商業基盤施設以外のものをいう。

2 この法律において「都市型新事業」とは、中心市街地に集まる一般消費者等の多様かつ高度な需要に即応して、新商品の生産若しくは新役務の提供又は商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善を行う次に掲げる事業であつて、中心市街地における事業の構造の高度化又は国民生活の利便の増進に寄与するものという。

一 主として一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工の事業
二 役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいい、「中小小売商業者」とは、主として小売業に属する事業を営む者であつて、第二号から第五号までの一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事

業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以上の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

4 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 商業基盤施設又は相当規模の商業施設を整備する事業(次項に掲げるものを除く。第二十二條において「特定商業施設等整備事業」という。)

二 中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であつて、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業

三 食品(飲食料品(花きを含む。))のうち薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。以下この号において同じ。)

小売業の業務を行う者(以下この号において「食品小売業者」という。)

又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品小売業者を直接若しくは間接の構成員とするものの出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、相当数の食品小売業者の店舗が集積する施設で、当該施設と一体的に駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもの(これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。)を整備する事業で、中心市街地における食品の流通の円滑化に特に資するもの(第二十七條において「中心市街地食品流通円滑化事業」という。)

四 その全部又は一部の区間が中心市街地に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三條第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。)

を営む者が当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、運輸省令で定めるもの

五 中心市街地における貨物の運送の効率化を図るために行う次に掲げる事業を併せて実施する事業(以下「貨物運送効率化事業」という。)

イ 特定の中心市街地から集貨された貨物の仕分又は当該中心市街地への貨物の配達に必要な仕分を専ら行うための次に掲げる施設であつて政令で定めるものを整備する事業

設であつて政令で定めるものを整備する事業

(1) 貨物の積卸しのための施設

(2) 上屋又は荷さばき場

(3) (1)又は(2)に掲げる施設に附帯する駐車場又は車庫

ロ イに掲げる施設を利用して行う一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二條第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。)

又は第一種利用運送事業(貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第二條第八項に規定する第一種利用運送事業をいう。以下同じ。)

であつて、運輸省令で定めるもの

六 電気通信業又は放送業(有線放送業を含む。)

の用に供する施設であつて、中心市街地とその他の地域との間又は中心市街地の区域内における多様な電気通信を高度に行うための機能を有する共同利用施設(これと一体的に設置される展示施設、研修施設その他の電気通信のサービスの普及を図るための施設を含む。)

の整備及び管理を行う事業(第三十一條において「中心市街地電気通信施設整備事業」という。)

5 この法律において「中小小売商業高度化事業」とは、第十九條第一項の認定構想推進事業者と共同で次の各号に掲げる者が実施(第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号又は第二号に掲げる者の組合員又は所屬員による実施を含む。)

一 当該各号に定める事業及び同項の認定構想推進事業者であつて次の各号に掲げる者が単独で実施する当該各号に定める事業をいう。

いう。

一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第四條第一項に規定する商店街振興組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う同項に規定する事業(事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。)

二 中小小売商業振興法第四條第二項に規定する事業協同組合等、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るために行う店舗を一の団地に集団して設置する同項の事業

三 事業協同組合又は事業協同小組合、中小小売商業者である組合員のための中小小売商業振興法第四條第三項第一号に規定する共同店舗等(第六号において「共同店舗等」という。)

の設置の事業

四 協業組合、中小小売商業振興法第四條第三項第一号に定める事業

五 二以上の中小小売商業者が合併をして設立された小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続している会社を含む。)

当該会社の店舗等(中小小売商業振興法第四條第三項第二号に規定する店舗等)をいう。次号において同じ。)

の設置の事業

六 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社、当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者との共同店舗等の設置の事業又は小売業に属する事業を主たる事業として営む当該会社の店舗等の設置の事業

七 商工会、商工會議所又は中小企業者が出資

している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。若しくは民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するために行う中小小売商業振興法第四十六条に規定する事業(事業の用に供されていない店舗を賃借する事業を含む。))

(基本方針)

第五条 主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進の意義に関する事項

二 中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項

三 中心市街地における土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開事業(都市再開法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開事業をいう。以下同じ。)、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する基本的な事項

四 中心市街地における商業基盤施設の整備その他の商業の活性化のための事業及びこれと併せて実施される都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業に関する基本的な事項

五 前二号の事業の一体的推進に関する事項その他必要な事項

3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前項第三号及び第四号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する基本的な事項
イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施について指針となるべき事項

4 主務大臣は、基本方針を定めるに当たっては、基本計画に基づき行われる第二項第三号及び第四号の事業並びに前項第一号イ及びロに掲げる事業並びに同項第二号の事業が一体的かつ総合的に行われるようこれを定めるものとする。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する

基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

二 中心市街地の位置及び区域

三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

四 土地区画整理事業、市街地再開事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

五 商業の活性化のための事業(これと併せて実施する都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための事業について定める場合にあっては、当該事業を含む。)に関する事項(中小小売商業高度化事業について定める場合にあっては、当該事業の対象とすべき商業の集積及び当該事業の目標)

六 前二号の事業の一体的推進のために必要な事項

3 基本計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 前項第四号及び第五号の事業と一体的に推進する次に掲げる事業に関する事項
イ 公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業
ロ 電気通信の高度化を図るための事業

二 第四条第四項第三号から第六号までに掲げ

る特定事業に関する事項

三 その他必要な事項

4 基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五条の基本構想に即したものでなければならない。

5 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、基本計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣及び都道府県に基本計画の写しを送付しなければならない。

7 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第二章 市街地の整備改善等

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第七条 基本計画において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定により施行するものの換地計画(基本計画において定められた中心市街地(以下「特定中心市街地」という。))の区域内の宅地について定められたものに限る。においては、交通施設、情報処理施設その他の特定中心市街地の区域内の住民

等の共同の福祉又は利便のため必要な施設で、地方公共団体、第十条第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本計画において前条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業と併せてその整備が定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ、権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第四十一条及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第三条第一項から第三項まで又は第三条の四の規定により施行する土地区画整理事業にあつては施行者が、第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつてはそれぞれ国、都道府県又は市町村が」とあるのは「施行者が」と、同法第八十一条第一項中「第三条第三項若しくは第四項」とあるのは「第三条第三項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項」と、「第四十一条第一項」とあるのは「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七十二条第二項において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三十三条第四項（地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができ、権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。土地区画整理法第九十二条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

（地域振興整備公団の業務の特例）

第八条 地域振興整備公団（以下「公団」という。）は、公団法第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、特定中心市街地における市街地の整備改善を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 基本計画において定められた土地区画整理事業（特定中心市街地の区域内において土地区画整理法第三条の三第二項の規定により行うものに限る。）又は市街地再開発事業（特定中心市街地の区域内において都市再開発法第二条の二第五項第二号の規定により行うものに限る。）と併せて行うことが必要であると認められる宅地の造成（特定中心市街地の区域内において行うものに限る。）と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うこと。

とが必要である場合において当該施設を建設し、並びに当該施設を管理し、及び譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イに掲げる施設にあつては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ 商業基盤施設

ロ 都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であつて都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二 特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務及び公団法第十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に

掲げる業務を行うことができる。

一 第一項第一号に規定する宅地の造成と併せて行う事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びに当該施設の管理及び譲渡

二 特定中心市街地における前項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三 前項の規定により公団が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

四 中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のために必要な調査

五 第一号から第三号までに掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における市街地の整備改善並びに商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

4 公団は、第二項第一号の出資を行おうとするときは、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（公団法の特例）

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市街地整備

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

一四

改善活性化法」という。第八条第一項及び第二項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項の業務」と、同条第五項中「並びに同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務」と、同条第六項中「同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号若しくは第二号の業務で第一項第一号の業務」と、及び同項第八号の業務」とあるのは「同項第八号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の二第二項中「及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの」とあるのは「同項第三号若しくは第四号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号若しくは第二号の業務で前条第一項第一号の業務と併せて行なうもの及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第二号又は第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号若しくは第七号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第二号及び第七号の業務」とあるのは「第十九条第一項第二号及び第七号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項第一号の業務」と、公団法第二十四条の二中「第一号及び第二号の業務（以下「工業再配置業務」という。）」とある

るのは「第一号及び第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第二項並びに第三項第一号及び第三号の業務に係るもの並びに同項第四号及び第五号の業務並びに第十九条の三の規定による投資で商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進に係るもの（以下「工業再配置等業務」という。）」と、公団法第二十五条第一項及び第三項中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六号の三」とあるのは「第二十六号の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第四項」と、公団法第三十三条の二第一項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置等業務」と、公団法第三十三条の三中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む」とあるのは「この法律の規定第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む」と、及び中心市街地整備改善活性化法第八条第四項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項から第三項まで」とする。

(中心市街地整備推進機構の指定)

第十条 市町村長は、公益法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中心市街地整備推進機構（以下「推進機構」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進機構の業務)

第十一条 推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 特定中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 特定中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第十二条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進機構に対し、その業務に

関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第十条第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、推進機構に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第十四条 市町村は、基本計画において、駐車場法(昭和三十一年法律第百八号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備に關する事項を定めたときは、遅滞なく、同条第一項の駐車場整備計画において、当該路外駐車場の整備に關する事項の内容に即して、その位置、規

模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下この条において「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五条第一項の公園管理者をいう。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 前項の特定駐車場事業概要が定められた駐車場法第四条第四項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による駐車場整備計画の公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合には、当該申請が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条の許可を与えるものとする。

(都市計画に基づく事業の推進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市計画法第七條第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針又は同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に従い、基本計画の達成に資するため、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行、道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 商業等の活性化のための特定事業等の促進

(特定事業計画の認定)

第十六条 基本計画に定められた特定事業を実施しようとする者(当該特定事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「特定事業者」という。)は、当該特定事業に関する計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定事業の目標
- 二 特定事業の内容
- 三 特定事業の実施時期
- 四 特定事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針のうち第五條第三項第二号の指針となるべき事項に照らして適切なものであること。
- 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該特定事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 特定事業者が貨物運送効率化事業を実施する場合であつて当該貨物運送効率化事業が第一

一種利用運送事業に該当するときは、当該特定事業者が貨物運送取扱事業法第五條第一号から第三号までのいずれにも該当しないこと。

5 主務大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(特定事業計画の変更等)

第十七条 前條第四項の認定を受けた者(その者の設立に係る同條第一項の法人を含む。以下「認定特定事業者」という。)は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定特定事業者が当該認定に係る特定事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。)に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前條第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業構想の認定)

第十八条 商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であつて政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者は、基本計画に中小小売商業高度化事業に係る事項が記載されている場合にあつては、当該中小小売商業高度化事業を当該者と共同で実施すると見込まれる者の意見を聴いた上で、当該中小小売商業高度化事業に関する総合的かつ基本的な構想(以下「中

中小小売商業高度化事業構想」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該中小小売商業高度化事業構想が適当である旨の認定を申請することができる。

2 中小小売商業高度化事業構想には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定中心市街地における中小小売商業高度化事業の概要
- 二 前号の事業を実施することにより期待される効果

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小小売商業高度化事業構想が基本計画の内容に照らして適切なものであり、かつ、当該中小小売商業高度化事業構想に係る事業が実施可能であると認めるときは、その認定をするものとする。

4 市町村は、前項の規定による認定を行ったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小小売商業高度化事業構想の変更等)

第十九条 前條第三項の認定を受けた者(以下「認定構想推進事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

2 市町村は、認定構想推進事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業構想(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に係る事業が、経済事情の変動その他情勢の推移により実施可能でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小小売商業高度化事業計画の認定)

第二十条 前条第二項の中小小売商業高度化事業構想に記載されている中小小売商業高度化事業を、認定構想推進事業者と共同で実施しようとする第四項第五項各号に掲げる者(同項第五号に定める事業を実施しようとする場合において同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者とし、同項第六号に掲げる者において同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売商業業者を、同項第七号に掲げる者において特定会社を設立しようとする者を含む。)は認定構想推進事業者と共同で、単独で実施しようとする認定構想推進事業者は単独で、当該中小小売商業高度化事業に関する計画(以下「中小小売商業高度化事業計画」という。)を作成し、通商産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該中小小売商業高度化事業計画を検討し、意見を付して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 中小小売商業高度化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小小売商業高度化事業の目標及び内容
- 二 中小小売商業高度化事業の実施時期
- 三 中小小売商業高度化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 4 通商産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その中小小売商業高度化事業計画が基本方針のうち第五条第三項第二号の指

針となるべき事項の内容に照らして適切なものであること、当該中小小売商業高度化事業計画に係る中小小売商業高度化事業が確実に実施される見込みがあることその他政令で定める要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、関係都道府県に対して、速やかにその旨を通知しなければならない。

(中小小売商業高度化事業計画の変更等)

第二十一条 前条第四項の認定を受けた者(以下「認定中小小売商業高度化事業者」という。)は、当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、認定中小小売商業高度化事業者が作成した当該認定に係る中小小売商業高度化事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定中小小売商業高度化事業計画」という。)に従って中小小売商業高度化事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(産業基盤整備基金の行う商業活性化促進業務)
第二十二条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進す

るため、次の業務を行う。

一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、特定中心市街地における商業の活性化に資するものに必要な資金の出資を行うこと。

四 特定中心市街地における商業の活性化に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中心市街地商業活性化推進資金)
第二十三条 基金は、前条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、中心市街地商業活性化推進資金を設け、同号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額をもってこれに充てなければならない。

2 基金は、中心市街地商業活性化推進資金に係る経理については、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号。以下「特定商業集積整備法」という。)第十一条第一項に規定する特別勘定における他の経理

と区分して整理しなければならない。

3 中心市街地商業活性化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、中心市街地商業活性化推進資金に充てるものとする。

(特定施設整備法等の特例)

第二十四条 第二十二条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く。」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十二条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本開発銀行から出資された金額を除く。」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十二条並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、特定施設整備法第五十五条第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十一条第一項に規定する特別勘定(以下「特別勘定」という。)に属する額に相当する額を特別勘定に係る各出資者に、特別勘定以外の一般の勘定に属す

る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、「第
九条第一号に掲げる業務並びに同条第三号に掲
げる業務及びこれに附帯する業務並びに中心市
街地整備改善活性化法第二十二條第一号に掲げ
る業務並びに同条第二号及び第四号に掲げる業
務並びにこれらに附帯する業務」と、特定商業
集積整備法第十二條第一項中「第九條第一号に
掲げる業務」とあるのは、「第九條第一号に掲げる
業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十二
條第一号に掲げる業務」と、特定商業集積整備
法第十二條の二第一項中「第九條第三号に掲げ
る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、「第
九條第三号に掲げる業務及び中心市街地整備改
善活性化法第二十二條第四号に掲げる業務並び
にこれらに附帯する業務」とし、特定新規事業
実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九
号）第八條の三第一項中「第六條第二号に掲げ
る業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、「第

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第二十五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定中小小売商業高度化事業計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、中心市街地商業

るもの又は認定中小売商業高度化事業計画に基づく同条第五項第一号から第六号までに掲げる中小売商業高度化事業の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

認定特定事業計画に基づく第四条第四項第二号に掲げる特定事業又は認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同条第五項第七号の中小小売商業高度化事業（以下この条において「認定中小小売商業高度化支援等事業」という。）を実施する公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第

二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化支援関連保証（中

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

一八

小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、特定会社又は前項の公益法人が行う認定中小小売商業高度化支援等事業(特定会社又は公益法人が当該認定中小小売商業高度化支援等事業を実施する場合にあつては、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)の実施に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「二億円」とあるのは「四億円(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十六条第二項に規定する認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金(以下「中心市街地商業等活性化支援資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「三千五百万円」とあるのは「七千万円(中心市街地商業等活性化支援資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三千五百万円)」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化信用保険法第三条第一項及び第五項の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業

開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中心市街地商業等活性化関連保証又は中心市街地商業等活性化支援関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(食品流通構造改善促進機構の業務の特例)

第二十七条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、特定中心市街地における食品の流通の円滑化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 認定特定事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業(以下この条において「認定食品流通円滑化事業」という。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定食品流通円滑化事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定食品流通円滑化事業に参加すること。
- 三 認定食品流通円滑化事業を実施する者の委託を受けて、認定特定事業計画に従つて施設の整備を行うこと。
- 四 認定食品流通円滑化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(食品流通構造改善促進法の適用)

第二十八条 前条の規定により食品流通構造改善

促進機構の業務が行われる場合には、食品流通構造改善促進法第十三条第一項中「前条第一号に掲げる業務」とあるのは「前条第一号に掲げる業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十七条第一号に掲げる業務」と、同法第十四条第一項中「第十二条第一号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一号に掲げる業務及び中心市街地整備改善活性化法第二十七条第一号に掲げる業務」と、同法第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号中「第十二条各号に掲げる業務」とあるのは「第十二条各号に掲げる業務又は中心市街地整備改善活性化法第二十七条各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは中心市街地整備改善活性化法」とする。

第二十九条 第四十四条第四号に掲げる事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて当該事業を行うに当たり道路運送法第十五条第一項の認可を受けなければならない場合には、同項の規定にかかわらず、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出ることをもって足りる。

第三十条 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業についての貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可(以下この条において「第一種利用運送事業許可」という。)を受けていないものが特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当する場合において、当該特定事

業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、第一種利用運送事業許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者については、当該認定特定事業計画のうち貨物運送取扱事業法第四条第一項第三号に掲げる事項に相当する部分を同号の事業計画とみなして、同法の規定を適用する。

3 貨物運送効率化事業を実施しようとする特定事業者であつて第一種利用運送事業許可を受けているもの(第一項の規定により第一種利用運送事業許可を受けたものとみなされる者を除く。)が特定事業計画に従つて実施しようとする事業が第一種利用運送事業に該当し、かつ、これを実施するに当たり貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならない場合において、当該特定事業者がその特定事業計画について第十六条第四項の認定を受けたときは、当該特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

4 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて第一種利用運送事業を行っている場合において、貨物運送取扱事業法第八条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならない事項について、当該認定特定事業者がその認定特定事業計画について第十七条第一項の認定を受けたときは、当該認定特定事業者は、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと

規定により認可を受け、又は届出をしたものと

みなす。

5 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者のうち第四項第五号ロに掲げる事業を実施する者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて政令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人である場合にあっては、当該認定特定事業者が認定特定事業計画に従つて行う第一種利用運送事業であつて荷主を認定特定事業者の構成員に限定して行うものについては、貨物運送取扱事業法第十一条第一項及び第十二条(同法第二十二條において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 貨物運送効率化事業を実施する認定特定事業者たる第一種利用運送事業者(貨物運送取扱事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。)が認定特定事業者たる他の運送事業者と認定特定事業計画に従つて同法第十四条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定特定事業計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(通信・放送機構の業務の特例)

第三十一条 通信・放送機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。次条において「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における電気通信の高度化を促進するため、次の業務を行う。

一 認定特定事業計画に係る中心市街地電気通信施設整備事業の実施に必要な資金の出資を

行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
(機構法の適用)

第三十二条 前条の規定により通信・放送機構の業務が行われる場合には、機構法第五項第二項、第十七条第二項、第十九条第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「面出資業務」と、機構法第五項第四項中「研究開発出資業務」という。とあるのは「研究開発出資業務」という。又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律以下「中心市街地整備改善活性化法」という。第三十一条に規定する業務(以下「面出資業務」という。と、機構法第二十八條の二第二項中「の一部」とあるのは「又は中心市街地整備改善活性化法第三十一条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。の一部」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。と、機構法第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八條及び第四十三條第一項第二号中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中心市街地整備改善活性化法」と、機構法第四十三條第一項第一号中、第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による

認可(研究開発出資業務)とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(面出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るものを除く。)、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可(中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係るものを除く。と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(中心市街地整備改善活性化法第三十一条に規定する業務に係る部分を除く。と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び中心市街地整備改善活性化法第三十一条」とする。

(課税の特例)

第三十三条 認定特定事業計画に従つて第四條第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は認定中小小売商業高度化事業計画に従つて中小小売商業高度化事業を実施しようとする者が、当該認定特定事業計画又は当該認定中小小売商業高度化事業計画に従つて取得し、又は建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

二十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の設置の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額)にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。ののうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(指導及び助言)

第三十五条 国及び地方公共団体は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十六條 主務大臣は、認定特定事業者又は認定中小小売商業高度化事業者に対し、特定事業及び中小小売商業高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(地方債についての配慮)

第三十七條 地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第三十八條 国及び地方公共団体は、その財政収支の状況を踏まえつつ、基本計画の達成に資する施設の整備その他の事業に必要な資金の確保に努めなければならない。

(主務大臣)

第三十九條 第五條第一項及び第四項から第六項までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第三項第一号に掲げる事業に係る部分については運輸大臣及び建設大臣、同号ロに掲げる事業に係る部分については郵政大臣、同項第二号に掲げる事項のうち、特定事業に係る部分については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る部分については通商産業大臣とし、その他の部分については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 第六條第六項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該各号に定める大臣とする。

- 一 第六條第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
- 二 第六條第三項第一号ロに掲げる事業に関する事項 郵政大臣

三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣

3 第六條第七項における主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。ただし、基本計画に次の各号に掲げる事項が定められている場合においては、当該事項については当該各号に定める大臣、その他の事項については通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

- 一 第六條第三項第一号に掲げる事業に関する事項 運輸大臣及び建設大臣
- 二 第六條第三項第一号ロに掲げる事業に関する事項 郵政大臣
- 三 特定事業に関する事項 当該特定事業を所管する大臣
- 四 中小小売商業高度化事業に関する事項 通商産業大臣

4 第十八條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十七條第一項及び第二項における主務大臣は、特定事業計画に係る特定事業を所管する大臣とする。

5 第三十六條における主務大臣は、特定事業に係る報告については当該特定事業を所管する大臣、中小小売商業高度化事業に係る報告については通商産業大臣とする。

(権限の委任)

第四十條 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第四十一條 第三十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二條 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第四條 日本開発銀行は、基金が第二十二條第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)第十八條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八條の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)附則第四條第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一條第二号中「場合」とあるのは「場合及び中心市街地整備改善活性化法附則第四條第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中心市街地整備改善活性化

化法附則第四條第一項の規定による出資」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第五條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三條の三第二項中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している区域
- 二 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつていて都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)第七條第一項の特定中心市街地の区域

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正) 第六條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号中「限り、ホに掲げる土地にあつては被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五條第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるもの」を削り、同号ホ中「土地」の下に「(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五條第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。)」を加え、同号ホを同号へとし、

同号二の次に次のように加える。

ホ 現に地域社会の中心となつてゐる都市（その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）第二條の中心市街地について同法第六條第一項の基本計画が作成されたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成してゐる区域内の土地（同法第七條第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）

第一條第二項を次のように改める。
2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に対する同法第百十七條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十條第一項の規定により指定された中心市街地整備推進機構に対する同法第十一條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

（都市再開発法の一部改正）
第七條 都市再開発法の一部を次のように改正する。
第二條の二第五項第二号中「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十八号）第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成している」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八條第一項の承認基本計画に係る拠点地区の既に市街地を形成してゐる区域

ロ 人口及び産業が過度に集中してゐる大都市及びその周辺地域以外の地域において現に地域社会の中心となつてゐる都市で政令で定めるものの区域内の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）第七條第一項の特定中心市街地の区域

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）
第八條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「第九條第一号に掲げる業務及びこれに」を「第九條第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに」に改め、同条第四項及び第五項中「業務」の下に「並びに同条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。
（特定商業集積推進資金）
第十二條の二 基金は、第九條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、特定商業集積推進資金を設けるものとする。

2 基金は、特定商業集積推進資金に係る経理については、特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。
3 基金は、前条第二項の規定にかかわらず、第十一條第二項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において特定商業集積推進資金に充てるものとする。

4 特定商業集積推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、特定商業集積推進資金に充てるものとする。
第十三條第一項中「とし、特定新規事業実施四滑化臨時措置法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九條第三号に掲げる業務」を削り、同条第二項中「前二條」を「前三條」に改める。

（国土庁設置法の一部改正）
第九條 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四條第二十五号に次のように加える。

セ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）
（農林水産省設置法の一部改正）
第十條 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條中第八十六号の五を第八十六号の六とし、第八十六号の二から第八十六号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十六号の次に次の一号を加える。
八十六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

（通商産業省設置法の一部改正）
第十一條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号の二の次に次の一号を加える。
三十一の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）の施行に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）
第十二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第三條の二第二項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）の施行に関すること。
第四條第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、及び特定事業計画を認定すること。
第四條第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき、特定事業計画の認定に関すること。
（郵政省設置法の一部改正）
第十三條 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中第七十五号を第七十八号とし、第七十二号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七十一号の次に次の一号を加える。
七十二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）の施行に関すること。

第五條中第二十二号の二十六を第二十二号の

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

二十七とし、第二十二号の二十五を第二十二号の二十六とし、第二十二号の二十四を第二十二号の二十五とし、第二十二号の二十三の次に次の一号を加える。

二十二の二十四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定め、及び特定事業計画の認定をすること。

第六条第五項中「第七十四号」を「第七十五号」に改め、同条第六項中「第七十一号」を「第七十二号」に、「第七十三号及び第七十四号」を「第七十四号及び第七十五号」に改め、同条第八項中「第七十五号」を「第七十六号」に改める。

第十四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十一号中「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)」を、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)
第十五条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の九の次に次の一号を加える。

三の十 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十年五月二十六日

提出者
国民福祉委員長 山本 正和
参議院議長 斎藤 十朗殿

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律
(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の三中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第一第十八号の二中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者」に改める。

別表第一第一号(四)の三及び第二号(四)の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第三第一号(四)六中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に、「肢体不自由児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第八条第一項及び第八項並びに第九条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の十第一項及び第二項中「精神薄弱」を「知的障害のある」に改め、同条第三項中「精神薄弱」を「知的障害のある」に改め、同条第四項中「精神薄弱」を「知的障害のある」に改める。

第二十五条の二第二号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

第二十七条第一項第二号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一条第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四条第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱」を「知的障害のある」に改める。

障害者援護施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。



投票者氏名

日程第一 大規模小売店舗立地法案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一七八名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 板垣 正君
岩崎 純三君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
遠藤 要君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大河原太一郎君
大木 浩君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
岡部 三郎君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜谷 博昭君 北岡 秀二君
久世 公泰君 国井 正幸君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐々木 満君 佐藤 泰三君
斎藤 文夫君 坂野 重信君
清水嘉与子君 清水 達雄君
塩崎 恭久君 下稲葉耕吉君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 貞敏君 世耕 政隆君
田沢 智治君 田村 公平君
高木 正明君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享祥君 坪井 一字君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 永田 良雄君
長尾 立子君 長峯 基君

榑崎 泰昌君 西田 吉宏君 野間 越君 長谷川道郎君 馳 浩君 林 芳正君 平田 耕一君 保坂 三蔵君 前田 勲男君 松村 龍二君 宮崎 秀樹君 村上 正邦君 山本 一太君 吉川 芳男君 足立 良平君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 小川 勝也君 萱野 茂君 小島 慶三君 齋藤 勲君 菅野 久光君 千葉 景子君 寺澤 芳男君 平田 健二君 円より子君 吉田 之久君 薬科 満治君 猪熊 重二君 牛嶋 正君 及川 順郎君 大森 礼子君 木庭健太郎君 高野 博節君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 益田 洋介君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林田悠紀夫君 二木 秀夫君 真鍋 賢二君 松浦 功君 三浦 一水君 宮澤 弘君 守住 有信君 依田 智治君 吉村剛太郎君 朝日 俊弘君 石田 美栄君 江本 孟紀君 勝木 健司君 久保 巨君 小林 元君 笹野 貞子君 竹村 泰子君 寺崎 昭久君 中尾 則幸君 前川 忠夫君 水島 裕君 和田 洋子君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 海野 義孝君 大久保直彦君 加藤 修一君 白浜 一良君 武田 節子君 統 訓弘君 福本 潤一君 松本 あきら君 山本 保君 赤桐 操君 及川 一夫君 梶原 敬義君 志苦 裕君 鈴木 和美君 谷本 巍君 田 英夫君 村沢 牧君 渡辺 四郎君 扇 千景君 高橋 令則君 戸田 邦司君 平井 卓志君 星野 朋市君 西川きよし君 堂本 暁子君 岩瀬 良三君 山崎 力君 椎名 素夫君 大脇 雅子君 旦下部代子君 清水 澄子君 瀬谷 英行君 照屋 寛徳君 三重野栄子君 山本 正和君 泉 信也君 田村 秀昭君 都築 譲君 永野 茂門君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 奥村 展三君 水野 誠一君 菅川 健二君 石井 一二君 武田邦太郎君 有働 正治君 緒方 靖夫君 藤崎 弘君 立木 洋君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 栗原 君子君

反対者氏名

一五名

阿部 幸代君 上田耕一郎君 笠井 亮君 須藤美也子君 橋本 敦君 山下 芳生君 吉川 春子君 松尾 官平君 阿部 正俊君 井上 吉夫君 石井 道子君 石渡 清元君 岩崎 純三君 上野 公成君 遠藤 要君 大脇 雅子君 旦下部代子君 清水 澄子君 瀬谷 英行君 照屋 寛徳君 三重野栄子君 山本 正和君 泉 信也君 田村 秀昭君 都築 譲君 永野 茂門君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 奥村 展三君 水野 誠一君 菅川 健二君 石井 一二君 武田邦太郎君 有働 正治君 緒方 靖夫君 藤崎 弘君 立木 洋君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 栗原 君子君

日程第三 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(国民福祉委員長提出)

賛成者氏名

一九三名

阿部 正俊君 青木 幹雄君 井上 吉夫君 井上 裕君 石井 道子君 石川 弘君 石渡 清元君 板垣 正君 岩崎 純三君 上杉 光弘君 上野 公成君 海老原義彦君 遠藤 要君 小野 清子君

尾辻 秀久君 大木 浩君 大野つや子君 岡 利定君 岡部 三郎君 鹿熊 安正君 片山虎之助君 釜本 邦茂君 龜谷 博昭君 久世 公泰君 倉田 寛之君 佐々木 満君 斎藤 文夫君 清水嘉与子君 塩崎 恭久君 陣内 孝雄君 末広まきこ君 鈴木 貞敏君 田沢 智治君 高木 正明君 武見 敬三君 常田 享祥君 中島 眞人君 中原 爽君 長尾 立子君 榑崎 泰昌君 西田 吉宏君 野間 越君 長谷川道郎君 馳 浩君 林 芳正君 平田 耕一君 保坂 三蔵君 前田 勲男君 松村 龍二君 宮崎 秀樹君 村上 正邦君 山本 一太君 吉川 芳男君 大河原太一郎君 大島 慶久君 太田 豊秋君 岡野 裕君 狩野 安君 景山俊太郎君 金田 勝年君 鎌田 要人君 北岡 秀二君 国井 正幸君 鴻池 祥肇君 坂野 重信君 佐藤 泰三君 海老原義彦君 清水 達雄君 下稲葉耕吉君 須藤良太郎君 鈴木 政二君 世耕 政隆君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 坪井 一字君 中曾根弘文君 永田 良雄君 長峯 基君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林田悠紀夫君 二木 秀夫君 真鍋 賢二君 松浦 功君 三浦 一水君 宮澤 弘君 守住 有信君 依田 智治君 吉村剛太郎君

足立 良平君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今泉 昭君	江本 孟紀君
小川 勝也君	勝木 健司君
萱野 茂君	久保 巨君
小島 慶三君	小林 元君
齋藤 勤君	笹野 貞子君
菅野 久光君	竹村 泰子君
千葉 景子君	寺崎 昭久君
寺澤 芳男君	中尾 則幸君
平田 健二君	前川 忠夫君
円より子君	水島 裕君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
猪熊 重二君	魚住裕一郎君
牛嶋 正君	海野 義孝君
及川 順郎君	大久保直彦君
大森 礼子君	加藤 修一君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	武田 節子君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	赤桐 操君
及川 一夫君	大脇 雅子君
梶原 敬義君	日下部禮代子君
志苦 裕君	清水 澄子君
鈴木 和美君	瀬谷 英行君
谷本 鶴君	照屋 寛徳君
田 英夫君	三重野栄子君
村沢 牧君	山本 正和君
渡辺 四郎君	阿部 幸代君
有働 正治君	上田耕一郎君
緒方 靖夫君	笠井 亮君
藤澤 弘君	須藤美也子君
立木 洋君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君

泉 信也君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
都築 謙君 戸田 邦司君
永野 茂門君 平井 卓志君
平野 貞夫君 星野 明市君
佐藤 道夫君 西川きよし君
奥村 展三君 堂本 暁子君
水野 誠一君 栗原 君子君
岩瀬 良三君 菅川 健二君
山崎 力君 石井 一二君
椎名 素夫君 武田邦太郎君
松尾 官平君

反対者氏名

○名

市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成十年四月七日
栗原 君子

参議院議長 斎藤 十朗殿

市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問主意書
昭和六十二年一月頃より、東京都小平市、国分寺市両市の住宅地域において、陸上自衛隊立川基地、航空自衛隊入間基地の所属機及び海上自衛隊厚木基地、その他の関係基地の所属機による低空飛行及び飛行訓練が突然開始された。そして現在に至るまで、日に延べ数では数十機、時には百機を超す自衛隊機が飛来し、訓練が常時行われるようになった。また一時間当たり十数機から時には数十機に及ぶ集中的な飛来が度々行われており、当該地域の住民の生活環境は著しく悪化している。飛来機の飛行高度は、立川基地及び入間基地によると海拔三六〇メートルから七五〇メートル

と低高度であり、飛行騒音値は基地周辺なみの七〇から八〇ホン以上に達することが小平市当局等の調査で判明している。また、飛来数の多さから墜落事故も予測され、地域住民への危険性のみならず、当該地域に設定された飛行コース及び訓練空域が局所的に複数交錯し、重なり合うなか、度々ニアミスが目撃されており、空中衝突事故の危険が懸念される。ちなみに、昨年八月二日茨城県龍ヶ崎市において、編隊飛行中の陸上自衛隊のヘリコプターOH-16と民間機が空中衝突し、住宅地間近の山林に墜落炎上するという惨事が起きている。また、昨年一月一三日栃木県宇都宮市では、陸上自衛隊の偵察用ヘリコプターOH-16が墜落、同月二五日愛媛県朝倉村では、陸上自衛隊の多用途ヘリコプターUH-1が不時着、その他各地で、航空自衛隊所属のジェット練習機T-4、固定翼機MU-2、陸上自衛隊所属の双発輸送ヘリコプターV-107、海上自衛隊所属の対潜哨戒機P-3C等の墜落事故が相次いで起こっている。

そこで、首都有数の住宅地域であり、騒音規制等の最も厳しい第一種住専地域を多数含む、かつ、基地周辺外の地域である両市上空において、なぜ多数の自衛隊機が頻繁に低空飛来し、飛行訓練を行うのか、以下質問する。
一 昭和六十二年一月頃より、東京都小平市、国分寺市両市の住宅地域において、陸上自衛隊立川基地所属のヘリコプターUH-1、OH-16、固定翼機L-1、及び他の陸上自衛隊関係基地所属の双発輸送ヘリコプターCH-47、対戦車ヘリコプターAH-1Sなどが頻繁に低空飛来しているが、立川基地広報ではパイロットの養成訓練、体験飛行研修、編隊飛行訓練、夜間飛行訓練など各種の飛行訓練及び体験搭乗飛行などを行っているためであると回答している。飛来数に関しては、小平市当局及び地域住民側の調査により、航空祭等の特異日ではない平日において、数分間隔で一時間に十数機から二十機程度に及ぶ集中的な飛来や、日に延べ

数で数十機から八十数機に達する同基地所属機及び関係基地所属機の多数飛来が、これまでに度々確認されている。中でも特に飛来数の多いコースは、小平市内のブリヂストン工場(BSポイント)と多摩川の関戸橋(多摩ポイント)間を南北方向に飛来し同基地へと周回あるいは進入離脱するコース(以下Aコースという)と、Aコースより東方寄りの西武多摩湖線沿いに同市内の日立武蔵工場上空を南北方向に飛来し同基地へと周回あるいは進入離脱するコース(以下Bコースという)である。そこで、立川基地並びに関係基地所属機によるこれらのコースにおける訓練飛行及び集中的な低空飛来の現状に以下質問する。
1 ①当該地域においては、立川基地の他に入間基地、厚木基地関係及び米軍等の各飛行コース及び空域が局所的に錯綜し、基地周辺外の住宅地域としては極めて飛来数も多い。自衛隊の飛行訓練空域としては、運輸省との協定により、関東地域では日空域、第三空域、第四空域などが設定されており、安全上及び騒音等環境上の観点からも、そうした訓練空域の利用が相当と思われるが、敢えて人口が集中しコースの錯綜する当該地域において、日常に各種の飛行訓練が行われることとなったのは、どのような理由によるものなのか明らかにされたい。
②平成五年三月、地域住民の陳情を受け、小平市当局が市内における同基地による飛行訓練の事前公表を要望したが、これを拒否したのはどのような理由によるものなのか明らかにされたい。
③今後とも、訓練内容の事前公表を行わない方針であるのかどうか明らかにされたい。
2 ①平成五年三月、立川基地は、飛行形態に変化はなく当該地域での飛来急増の原因は不明であるとして小平市当局に回答しているが、確認のため、同基地における年間の総飛行訓練時間、所属パイロット数、航空燃料の年間

消費量、編隊飛行訓練の年間実施回数、夜間飛行訓練の年間実施回数、関係基地所属の対戦車ヘリコプターの年間立ち寄り回数、及びその他のヘリコプターの年間立ち寄り回数、また体験搭乗飛行の年間離発着回数及び搭乗者総数について、飛行部隊の運用が開始された昭和五十七年から平成九年まで各年度ごとに明らかにされたい。

②同基地によると、体験搭乗者とは自衛隊関係者及び協力者であるとしているが、より具体的にはどのような身分の者であるのか明らかにされたい。

③夜間飛行訓練時の訓練空域と飛行コースを明示されたい。

④当該コースを度々飛行する対戦車ヘリコプターAHI-1S、双発輸送ヘリコプターCH-47及びV-107の所属基地名を明らかにされたい。

3 立川基地広報では、関係基地所属機の立ち寄り及び関係基地所属機との体験飛行研修等が行われているとしているが、関係基地所属機との体験飛行研修等の合同飛行訓練の年間実施回数、同基地管制圏及び当該地域で関係基地所属機の各種飛行訓練が単独で行われているとするならばそれらの所属基地名及び年間実施回数、またそのうち、対戦車ヘリコプターの飛行訓練が行われているとするならば別にその年間実施回数を、飛行部隊の運用が開始された昭和五十七年から平成九年まで各年度ごとに明らかにされたい。

4 ①昭和五十七年二月、立川市に対し防衛施設庁が提出した同基地の飛行コース図によれば、飛行訓練コースとしては、同基地と立川砂川浄水場、立川清掃工場、多摩川橋、立川橋などの上空を周回する場周飛行コースのみが設定されており、当該地域のAコース及びBコースは、飛行訓練コースとしても、また進入離脱コースとしても何ら設定されてはいない。ちなみに、防衛庁航空路図誌(平成七

年版)においても、立川市に提示された周回コースと南北に各一ヶ所の進入離脱コースの設定記載はあるが、当該両コースの記載はない。しかし、同基地広報では、現在既に両コースを飛行訓練コース及び進入離脱コースとして設定しているとしている。当該地域に両コースを新設した理由はどのようなものであるのか。

②両コースを設定した年月日を明らかにされたい。

③両コースの設定に関し、コース下に当たる自治体及び地域住民に対し、事前通告、事前公表等一切行われていないが、それはどのような理由によるものなのか。

④今後とも、同基地あるいは陸上自衛隊各基地においては、飛行コースの新設及び変更に関し、事前公表等を行わない方針であるのかどうか明らかにされたい。

5 立川基地広報によると、当該地域における同基地及び他の陸上自衛隊基地所属機の飛行高度は海抜三六〇メートルから四五〇メートルの範囲であり、人間基地等との協定もしくはは内規等により四五〇メートル以上の高度では飛行できないとしているが、そうした協定もしくは内規はどのような根拠に基づいて策定されたものであるのか。また、そうした取り決めが確定した年月日を明らかにされたい。

二 昭和六十二年一月頃より、東京都小平市、国分寺市両市の住宅地域において、航空自衛隊人間基地所属の輸送機C-1、YS-11、ジェット練習機T-33、T-4、U-125、固定翼機MU-2、B-65、双発輸送ヘリコプターCH-47及び関係基地所属の輸送機C-130等が多数低空飛行を行っているが、人間基地広報では同基地による慣熟飛行訓練、タッチアンドゴー訓練、GCA誘導訓練、夜間飛行訓練等の各種の飛行訓練並びに関係基地所属機を含む進入飛行を行っているためであ

ると回答している。飛来数に関しては、小平市当局及び地域住民側の調査により、航空祭等の特異日ではない平日において、数分間隔で一時間に十数機に及ぶ集中的な飛来や、日に延べ数で数十機から五十機に達する同基地所属機及び関係基地所属機の多数飛来がこれまでに度々確認されている。また、同基地の飛行訓練コースは、同基地方面より南進し、小平市、国分寺市両市上空でUターンする周回コース(以下南場周コース)であり、南方向から両市上空を通り同基地へと至る進入コース(以下南進入コース)という重複するものであるが、同基地によると、既にこの周回コースは、場周飛行コース及び進入コースとして設定されているとしている。そこで、人間基地及び関係基地所属機による当該地域での集中的な低空飛来並びに各種の訓練飛行の現状に関し以下質問する。

1 ①当該地域においては、人間基地の他に立川基地、厚木基地関係及び米軍等の各飛行コース及び空域が局所的に錯綜し、基地周辺外の住宅地域としては極めて飛来数も多い。自衛隊の飛行訓練空域としては、運輸省との協定により、関東地域ではH空域、第三空域、第四空域などが設定されており、安全上及び騒音等環境上の観点からも、そうした訓練空域の利用が相当と思われるが、敢えて人口が集中しコースの錯綜する当該地域において、日常的に各種の飛行訓練が行われることとなったのは、どのような理由によるものなのか明らかにされたい。

②平成五年三月、地域住民の陳情を受け、小平市当局が市内における同基地による飛行訓練の事前公表を要望したが、これを拒否したのはどのような理由によるものなのか明らかにされたい。

③今後とも、訓練内容の事前公表を行わない方針であるのかどうか明らかにされたい。

2 ①平成五年三月、人間基地は、飛行形態に変化はなく当該地域での飛来急増の原因は不

明であると小平市当局に回答しているが、確認のため、同基地における年間の離発着回数、機種別の所属機数、所属パイロット数、航空燃料の年間消費量、南場周飛行コースにおけるタッチアンドゴー訓練の年間実施回数、同コースにおけるGCA誘導訓練の年間実施回数について、南進入コースが設定された昭和五十六年から平成九年まで各年度ごとに明らかにされたい。

②南進入コース及び南場周コースにおいて、タッチアンドゴー訓練を行っている所属機の機種と、GCA誘導訓練を行っている所属機の機種をそれぞれ明らかにされたい。

③当該地域において、同基地ないしは関係基地所属のジェット練習機T-33、T-4等の飛行騒音値は八〇ホンを超えるが、当該地域のBSPポイント付近におけるそれらのジェット練習機の、有視界飛行の場合とGCA誘導の計器飛行の場合のそれぞれの飛行高度(海抜高度)を明らかにされたい。

④同様に、輸送機C-1とC-130についても明らかにされたい。

4 ①昭和五三年に入間市当局に提示された同基地の飛行コース図には、十数本の進入離脱コースが設定されているが、当該地域に掛かる飛行コースは何ら設定されていない。しかし、平成八年五月に提出した質問主意書により、南進入コースが昭和五十六年五月、当該地域に新たに設定されたものであることが明らかにされた。南進入コース及び南場周コースを新設した理由はどのようなものであるのか明らかにされたい。

②両コースの設定と運用の実施に際し、コース下に当たる自治体及び地域住民に対し、事前通告、事前公表等一切行われていないが、それはどのような理由によるものなのか。

③今後とも、同基地あるいは航空自衛隊各

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号

質問主意書及び答弁書

二八

基地においては、飛行コースの新設及び変更に関し、事前公表等を行わない方針であるのかどうか明らかにされたい。

5 ①南場周コースのうち、東京都に掛かる部分について、地理上の具体的な位置を市町名等を挙げて明示されたい。また、その設定飛行高度(海拔高度)を明らかにされたい。

②南場周コースの設定の許可を運輸省から得た年月日を明らかにされたい。

6 前記のように、平成八年五月に提出した質問主意書により、入間基地の南進入コースの設定が昭和五十六年五月に行われたことが明らかになったが、それまで同基地広報では、南進入コースの新設即ち飛行コースの変更はなかったとしてきた。なぜ事実と異なる虚偽の回答を地域住民側に対し繰り返して行ったのか、その経緯を明らかにされたい。

三 昭和六十二年一月頃より、東京都小平市、国分寺市両市の住宅地域において、海上自衛隊厚木基地所屬あるいは他の海上自衛隊基地所屬の対潜哨戒機P-3C等が頻繁に低空飛来している(飛来方向から、それらの航空機は厚木基地所屬機が大平と思われる)が、入間基地所屬機並びに立川基地所屬機等の頻繁な飛来と相まって、当該地域での集中的な多数飛来に一層拍車をかける結果となっている。そこで、以下質問する。

1 昭和六十二年以降の当該地域におけるP-3Cの頻繁な飛来は、どのような理由によるものなのか明らかにされたい。

2 海上自衛隊厚木基地における所屬機の年間離発着回数とP-3Cの保有機数を、昭和五十六年から平成九年まで各年度ごとに明らかにされたい。

3 ①当該地域において、厚木基地あるいは海上自衛隊の固有の飛行コースが設定されているのかどうか明らかにされたい。

②また、設定されている場合は設定の理由、そのコースの地理上の具体的な位置、飛

行高度(海拔高度)及び設定年月日を、設定されていない場合は当該地域における通常の飛行ルート上の具体的な位置及び飛行高度(海拔高度)を明らかにされたい。

四 平成五年二月、当該地域住民数百名の署名の下、各基地が現状改善を行うことを要望する旨の陳情書が当該市当局に対し提出されているが、今なお、当該地域において日常的に訓練飛行及び進入飛行等を行う立川、入間及び厚木等自衛隊各基地において、飛行騒音及び安全上の面で現状改善を講じる意思が在るとするならば、今後どのような対策が可能か明示されたい。右質問する。

平成十年五月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊飛行訓練等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗原君子君提出市街地上空の自衛隊飛行訓練等に関する質問に対する答弁書

一の1の①について

御指摘の自衛隊の航空機の飛行は、陸上自衛隊の立川駐屯地(以下「立川駐屯地」という。)への出入りのための立川飛行場における離着陸及び同飛行場の航空交通管制圏の通過時に行われているものである。

御指摘の訓練空域は、「航空交通安全緊急対策要綱」(昭和四十六年八月七日中央交通安全対策会議決定。以下「緊急対策要綱」という。)に基づいて、自衛隊の航空機が曲技飛行等又は航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行(以下単に「曲技飛行等」という。)を伴う飛行を行う訓練空域及び試験空域と空港の空域並びに航空路の空域及びジェットルートの空域を完全に分離

するために公示されているものであるが、立川飛行場における離着陸及び同飛行場の航空交通管制圏の通過は、訓練空域及び試験空域で行う曲技飛行等を伴う飛行ではない。

一の2の②及び③について

御指摘の小平市の要望は、小平市に関わる飛行計画(日時、機種、飛来数、空路、訓練空域、目的等)をすべて事前に公表することを求める旨のものであったと承知しているが、自衛隊の航空機の飛行に関し、すべての計画を事前に公表することは、自衛隊の練度が明らかになるおそれがあることから、事柄の性質上困難である。

防衛庁においては、従来から、飛行訓練の事前の公表について、関係する地方公共団体等から要望がなされた場合及び当該訓練に対する住民の関心が高いと考える場合には、防衛上の配慮をしつつ、可能な範囲で対応してきているところであり、今後とも、このような方針の下に対応していく考えである。

一の2の①について

お尋ねの事項のうち、立川駐屯地における年間の総飛行訓練時間、編隊飛行訓練の年間実施回数、夜間飛行訓練の年間実施回数、関係基地所屬の対戦車ヘリコプターの年間立寄り回数及びその他のヘリコプターの年間立寄り回数については、個別具体的な訓練の頻度を明らかにすることは、自衛隊の練度が明らかとなるおそれがあることから、事柄の性質上、答弁することは差し控えた。

立川駐屯地に所在する部隊の所屬パイロット(航空機操縦のための要員。以下同じ。)数は、別表第一のとおりである。

立川駐屯地における航空機燃料の各年度における消費量は、別表第二のとおりである。なお、平成四年度以前については、記録の保存期間が経過したため、当該記録は残っていない。立川駐屯地における体験搭乗者の各年度の総数は、別表第三のとおりである。体験搭乗飛行

の年間離着陸回数については、自衛隊における業務の管理上、該当する統計は作成していない。

一の2の②について

御指摘の体験搭乗者とは、防衛庁が行う広報活動の一環として、自衛隊の航空機に搭乗することを承認された部外者である。

一の2の③について

防衛庁及び運輸省においては、自衛隊の航空機の夜間の飛行訓練のために特別に訓練空域及び試験空域並びに飛行経路は設定していない。

一の2の④について

御指摘の事項については、個別の飛行について当該機種の航空機が配備されている部隊の所在する駐屯地等の記録はしていないが、平成九年度末において、御指摘の機種の航空機が配備されている部隊の所在する陸上自衛隊の駐屯地は、東部方面隊の警備区域においては、霞ヶ浦駐屯地及び木更津駐屯地である。

一の3について

立川駐屯地における御指摘の訓練の実施回数については、個別具体的な訓練の頻度を明らかにすることにより、自衛隊の練度が明らかになるおそれがあることから、事柄の性質上、答弁することは差し控えた。

御指摘の航空機が配備されている部隊の所在する駐屯地等については、自衛隊における業務の管理上、該当する記録は作成していない。

一の4について

御指摘の立川飛行場に係る飛行経路については、同飛行場の運用状況にかんがみ、自衛隊の航空機の離着陸等の集中を緩和し、航空交通の安全性の確保、当該経路下の地域の騒音の緩和等に配慮することが必要と考え、平成元年六月十四日以来、御指摘のB5ポイントと御指摘の多摩ポイントとの間を結ぶ経路、B5ポイント及び多摩ポイントと立川飛行場の場周経路との間を結ぶ経路並びに同飛行場の場周経路を、同飛行場への有視界飛行方式による進入又は出発の際に使用することとしたものである。

陸上自衛隊の各駐屯地における飛行経路の新設及び変更の事前の公表等については、従来から、関係する地方公共団体等から要望がなされた場合及び航空交通の安全性を確保する必要がある場合には、防衛上の配慮をしつつ、可能な範囲で対応しているところであり、今後とも、このような方針の下に対応していく考えである。

なお、地上から発した電波により方位情報を提供する無指向性無線標識施設を利用した立川飛行場への進入の際の飛行経路等は、その設定以来、航空路誌に公示している。

一の五について

御指摘の内規は、防衛庁の内部規則に基づき、東部方面航空隊長が、立川飛行場に進入し又は同飛行場から出発する航空機が入間飛行場への進入を妨げることなく、安全に飛行することができるよう定めているものであり、御指摘の飛行高度に関する内容は、立川飛行場の運用が開始された昭和五十七年三月一日以来適用されている。

二の①について

御指摘の自衛隊の航空機の飛行は、航空自衛隊の入間基地(以下「入間基地」という。)への出入りのための入間飛行場への進入時等に行われているものである。

御指摘の訓練空域は、緊急対策要綱に基づいて、自衛隊の航空機が曲技飛行等を伴う飛行を行う訓練空域及び試験空域と空港の空域並びに航空路の空域及びジェットルートの空域を完全に分離するために公示されているものであるが、入間飛行場への進入時等に行われている飛行は、訓練空域及び試験空域で行う曲技飛行等を伴う飛行ではない。

二の②及び③について

お尋ねの理由及び方針については、一の①の②及び③について述べたとおりである。

二の②の①について
入間基地における年間の離発着回数について

は、業務の管理上、該当する統計は作成していない。

入間基地に所在する部隊に配備された航空機の機種別の機数は、別表第四のとおりである。入間基地に所在する部隊の所属パイロット数は、別表第五のとおりである。

入間基地における航空機燃料の各年度における消費量は、別表第六のとおりである。なお、平成四年度以前については、記録の保存期間が経過したため、当該記録は残っていない。

御指摘の連続離着陸訓練及び地上からのレーダーによる着陸の誘導管制(以下「GCA」という。)の着陸誘導を受け着陸を行う訓練の回数については、個別具体的な訓練の頻度を明らかにすることは、自衛隊の練度が明らかにすることにより、おそれがあることから、事柄の性質上、答弁することは差し控えたい。

二の②の②について

御指摘のコースにおいて御指摘の訓練に用いられている航空機の機種については、自衛隊における業務の管理上、該当する記録を作成していないため、特定することは困難であるが、一般的に、自衛隊の航空機の操縦者は、当該操縦者が搭乗する航空機を用いてその技量を維持向上するための訓練を行う必要があることから、御指摘の訓練を行う機種の範囲は、二の②の①についてで示した航空機の機種すべてに及ぶものである。

二の③について

御指摘の機種の航空機が、有視界飛行方式により飛行する場合には、航空法昭和二十七年法律第二百三十一号第八十一条に基づいて運輸省令で定められる最低安全高度(以下「最低安全高度」という。)を遵守しつつ、様々な高度で飛行しているため、当該航空機が御指摘の場所を飛行する際の高度を含め、その飛行の高度を一概に示すことは困難である。

御指摘の機種の航空機がGCAの着陸誘導を受け、御指摘の場所を飛行する際の高度は、概

ね六百メートルから七百五十メートル程度である。

二の④の①について

御指摘の南進入コースについては、航空交通の安全性を確保するとの観点から、入間飛行場において地上から発した電波により方位及び距離情報を提供する戦術航法装置(以下「タカン」という。)を利用した進入を行うこととしたことに伴い設定したものである。また、御指摘の南場周コースについては、入間飛行場のGCA標準誘導経路のうちどの部分を指すか明らかではないが、同飛行場のGCA標準誘導経路は、同飛行場の自衛隊による運用が開始された昭和三十七年五月からGCAの着陸誘導を行う場合における自衛隊の航空機に対する管制上の一つの目安として用いているところである。

二の④の②及び③について

飛行経路の事前の公表等については、従来から、関係する地方公共団体等から要望がなされた場合及び航空交通の安全性を確保する必要がある場合には、防衛上の配慮をしつつ、可能な範囲で対応しているところであり、今後とも、このような方針の下に対応していく考えである。

なお、入間飛行場へのタカンを利用した進入の際の飛行経路等については、その設定以来、航空路誌に公示している。

二の⑤の①について

御指摘の南場周コースが、入間飛行場のGCA標準誘導経路のうちどの部分を指すのか明らかでないが、同飛行場のGCA標準誘導経路のうち東京都に掛かる部分は、概ね清瀬市、東村山市、東久留米市及び小平市の地域の上空に当たるものである。ただし、GCA標準誘導経路は、レーダーの画面上に表示された航空機を着陸誘導する際の一つの目安であり、具体的なGCAの着陸誘導の経路は、航空交通の状況や気象状況によって様々であることから、当該地域に限られるものではなく、正確に地理上の位置

として示すことは困難である。

また、GCA標準誘導経路の高度は、当該地域全般にわたり一概に申し上げることは困難であるが、入間飛行場の東側は概ね九百メートル程度、南側は概ね六百から七百五十メートル程度である。

二の⑤の②について

自衛隊の航空機に係るGCA標準誘導経路の設定は、航空法等の法令に基づく運輸大臣の許可を要するものではない。

二の⑥について

防衛庁において入間基地の担当部局の記録を調査したところ、住民からの電話照会に対し、昭和六十二年頃において飛行ルートの変更はない旨回答したことはあるが、御指摘の同基地の担当部局において昭和五十六年五月に進入コースの新設、すなわち飛行コースの変更はなかった旨の回答を住民側に対し繰り返し行ったという点については、該当する記録がなく、事実を確認できなかった。

三の①及び③について

海上自衛隊の厚木基地(以下「厚木基地」という。)に所在する部隊に配備された固定翼機P-3Cの御指摘の地域上空における飛行実績については、自衛隊における業務の管理上、該当する統計を作成していないが、御指摘の地域上空における厚木飛行場若しくは海上自衛隊固有の飛行コース又は通常の飛行ルートを設定しているという事実はなく、御指摘のP-3Cの頻繁な飛行の事実を確認できない。なお、P-3Cを含め、自衛隊の航空機は、最低安全高度を遵守しているところである。

三の②について

厚木基地に所在する部隊に配備された航空機の厚木飛行場における年間離発着回数については、業務の管理上、該当する統計を作成していない。

厚木基地に所在する部隊に配備されたP-3

平成十年五月二十七日 参議院會議録第三十号 質問主意書及び答弁書

Cの機数は別表第七のとおりである。
四について

防衛庁においては、飛行場における航空機の騒音対策については、自衛隊の航空機が離着陸を行う時間帯を限定する等の措置を講ずるとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)等に基づき

騒音防止事業を講じてきており、航空安全の確保については、航空機の操縦者等が運航に際して平素から細心の注意を払うとともに、航空保安無線施設の充実を図ってきているところである。
今後とも、それらの施策の推進を図ってまいりたい。

別表第一(立川駐屯地に所在する部隊の所属パイロット数)

年 度	所 属 パ イ ロ ッ ト 数
昭和五十七年度	約六十人
昭和五十八年度	約六十人
昭和五十九年度	約六十人
昭和六十年	約五十人
昭和六十一年度	約五十人
昭和六十二年	約五十人
昭和六十三年	約五十人
平成元年度	約五十人
平成二年度	約五十人
平成三年度	約五十人
平成四年度	約五十人
平成五年度	約六十人
平成六年度	約六十人
平成七年度	約六十人
平成八年度	約六十人
平成九年度	約六十人

別表第二(立川駐屯地における航空機燃料の消費量)

年 度	航 空 機 燃 料 の 消 費 量
平成五年度	約二千キロリットル
平成六年度	約二千キロリットル
平成七年度	約二千キロリットル
平成八年度	約二千キロリットル
平成九年度	約二千キロリットル

別表第三(立川駐屯地における体験搭乗者の総数)

年 度	体 験 搭 乗 者 の 総 数
昭和五十七年度	約五百十人
昭和五十八年度	約五百三十人
昭和五十九年度	約五百八十人
昭和六十年	約四百九十人
昭和六十一年度	約五百十人
昭和六十二年	約四百二十人
昭和六十三年	約三百九十人
平成元年度	約四百八十人
平成二年度	約五百二十人
平成三年度	約五百七十人
平成四年度	約五百二十人
平成五年度	約四百九十人
平成六年度	約五百八十人
平成七年度	約五百十人
平成八年度	約五百六十人
平成九年度	約五百九十人

別表第四(入間基地に所在する部隊に配備された航空機の機種別の機数)

年 度	機 種	(練習機)	(練習機)	(輸送機等)	(輸送機等)
昭和五十六年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和五十七年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和五十八年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和五十九年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和六十年	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和六十一年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和六十二年	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
昭和六十三年	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
平成元年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
平成二年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
平成三年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機
平成四年度	約二十機	配備なし	配備なし	約十機	約十機

別表第五(入間基地に所在する部隊の所属パイロット数)

年 度	機 種	B 65 (指揮連絡機)	U 4 (多用途支援機)	M U 2 J (飛行点検機)	U 125 (飛行点検機)
平成五年度		約二十機	配備なし	約十機	約十機
平成六年度		約二十機	配備なし	約十機	約十機
平成七年度		約十機	数機	約十機	約十機
平成八年度		約十機	数機	約十機	約十機
平成九年度		約十機	約十機	約十機	約十機
昭和五十六年度		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和五十七年度		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和五十八年度		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和五十九年度		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和六十年		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和六十一年度		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和六十二年		数機	配備なし	数機	配備なし
昭和六十三年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成元年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成二年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成三年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成四年度		数機	配備なし	一機	配備なし
平成五年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成六年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成七年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成八年度		数機	配備なし	数機	配備なし
平成九年度		配備なし	数機	配備なし	数機
昭和五十六年度			約八十人		
昭和五十七年度			約八十人		
昭和五十八年度			約九十人		
昭和五十九年度			約九十人		
昭和六十年			約九十人		
昭和六十一年度			約百人		
昭和六十二年			約百人		
昭和六十三年度			約百人		
平成元年度			約百人		

所属パイロット数

別表第六(入間基地における航空機燃料の消費量)

年 度	航空機燃料の消費量
平成二年度	約百人
平成三年度	約百人
平成四年度	約九十人
平成五年度	約九十人
平成六年度	約九十人
平成七年度	約九十人
平成八年度	約九十人
平成九年度	約百人

別表第七(厚木基地に所在する部隊に配備されたP-3Cの機数)

年 度	機 数
昭和五十六年度	数機
昭和五十七年度	約十機
昭和五十八年度	約十機
昭和五十九年度	約二十機
昭和六十年	約二十機
昭和六十一年度	約二十機
昭和六十二年	約二十機
昭和六十三年度	約二十機
平成元年度	約二十機
平成二年度	約二十機
平成三年度	約二十機
平成四年度	約二十機
平成五年度	約二十機
平成六年度	約二十機
平成七年度	約二十機
平成八年度	約二十機
平成九年度	約二十機

明治三十五年三月二十二日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五—八四四五 二東京都港区虎ノ門二丁目 番四号 大蔵省印刷局
電 話
03 (3587) 4294
定 価
（配本） 本号一部 送 別
料〇〇五円 別